

農林水産業共同利用施設災害復旧事業

【154百万円】

対策のポイント

異常な自然災害により被災した農林水産業共同利用施設の早期復旧に要する経費の一部を国が負担します。

<背景／課題>

- ・我が国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害を極めて受けやすい状況下にあり、平成27年も9月に関東・東北豪雨などの多くの災害が発生しています。
- ・農林水産業の維持や経営の安定を図るため、被災した農業協同組合が所有する農林水産業共同利用施設^{※1}の早期復旧が必要です。

※1 農業協同組合が所有する農林水産業共同利用施設とは、農林水産業用の倉庫、加工施設、種苗生産施設のこと

政策目標

被災した農林水産業共同利用施設の速やかな復旧

<主な内容>

被災した農林水産業共同利用施設の復旧を以下の条件で実施します。

なお、当該災害は、すでに政令で激甚災害に指定され、かつ激甚災害法第6条の措置が適用されているため、補助率の上げが行われます。

(1) 事業対象となる施設の所有者

農業協同組合

(2) 助成対象

農業協同組合が所有する農林水産業共同利用施設で、1箇所の工事の費用が40万円（激甚災害法第6条の規定に基づく政令で定める地域（告示地域）内にある場合は13万円）以上の災害復旧事業

(3) 補助率等（暫定法第3条、激甚災害法第6条）

区 分		採択基準	補 助 率 等	
			40万円までの部分	40万円を超える部分
激 甚 災 害	告 示 地 域 ^{※2}	13万円以上	4／10	9／10
	その他の地域	40万円以上	3／10	5／10

(※2 告示地域とは激甚災害法施行令第19条の規定に基づき告示された地域)

（補助率：9／10、5／10、4／10、3／10）
事業実施主体：農業協同組合

[お問い合わせ先：大臣官房文書課災害総合対策室（03-6744-2124）]